

東	電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正
旧	新
(光信号引込等設備の取扱い) 第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備（光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等（光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。）に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。）を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合（以下、当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。）、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。 2 (略) 3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとします。この場合において、当社はその光信号引込等設備を用いた再利用ができたか否か第1項の協定事業者へ通知するものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することができるものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。 4 (略) 5 光信号引込等設備を設置するために他人（その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。）の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」といいます。）を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。この場合において、<u>光信号引込等設備を撤去するときは、当社は第1項の協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。</u> (光信号引込等設備に係る負担額の支払義務) 第68条の2 協定事業者は、<u>第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。</u> 2 <u>協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額の支払いを要しません。</u>	(光信号引込等設備の取扱い) 第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備（光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等（光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。）に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。）を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合（以下、当社の電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。）、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。 2 (略) 3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することができるものとします。 4 (略) 5 光信号引込等設備を設置するために他人（その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。）の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」といいます。）を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。 6 <u>第1項の規定にかかわらず、当社が協定事業者から光信号分岐端末回線との接続の終了と同時に、現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたとき、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとします。また、光信号引込等設備を設置するために他人の土地等を利用している場合においてその他人から現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたときは、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとし、この場合において、当社は協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。</u> (光信号引込等設備に係る負担額の支払義務) 第68条の2 第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

- 3 当社は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項から第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

料金表
第1表 接続料金
第2 網改造料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(8) (略)	(略)

料金表
第1表 接続料金
第2 網改造料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(8) (略)	(略)
(9) 光回線再利用に係る機能の適用	光信号分岐端末回線の接続の終了と同時に当社の光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの（以下「光コラボ回線」といいます。）の利用を開始する場合又は光コラボ回線の利用の終了と同時に光信号分岐端末回線の接続を開始する場合における光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用（以下「光回線再利用」といいます。）に係る機能について、次に掲げる方法により適用します。 ア 光回線再利用に係る機能の利用を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第21条（接続申込み）に規定する接続申込みを行うことを要します。 （1）1月以降の利用開始の場合、前年の9月まで （2）4月以降の利用開始の場合、前年の12月まで （3）7月以降の利用開始の場合、同年の3月まで （4）10月以降の利用開始の場合、同年の6月まで イ 光回線再利用に係る機能の利用中止を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期間以内に、第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項に規定する申込みを行うことを要します。 （1）3月の利用中止の場合、前年の12月まで （2）6月の利用中止の場合、同年の3月まで （3）9月の利用中止の場合、同年の6月まで （4）12月の利用中止の場合、同年の9月まで

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(72) (略)	(略)	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額
第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
1 適用

区 分	内 容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2) 光信号引込等設備管理負担額の適用	2(負担額)第2欄に掲げる負担額については、協定事業者が2(負担額)第1欄に掲げる負担額を負担する場合に適用します。

2 負担額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額
			②	243 円

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(72) (略)	(略)	
(73) 光回線再利用に係る機能	ア 光回線再利用を行うための機能 イ 接続申込者が光回線再利用に用いる転用承諾番号の払出等をする場合に利用する付加機能	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額
第1 削除

		協定事業者 が設置した光 信号分岐端 末回線收容 キャビネット 等にその光信 号引込等設 備が收容等さ れているもの	1 光信号 引込等設 備ごとに 月額		
(2)光信号引込 等 設 備 管 理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理 を行うとともにその負担額を請求するために要する負 担額		1 光信号 引込等設 備ごとに 月額	41 円	_____

第 2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額
第 34 条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項から第 3 項又は第 5 項の規定に基づき、当社が光信号引込
等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。
負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用
(1)～(2) （略）

附 則（令和 6 年12月11日東相制第000200000443号）
（実施時期）
1 この改正規定は、令和 6 年12 月11 日から実施し、この改正規定のうち、第 3 条（用語の定義）、第47条
（守秘義務）、第68条（手続費の支払義務）、第74条の 2（手続費の実績に基づく精算）、第75条（工事費
及び手続費の遡及適用）、第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）、料金表に定める接続料、第 2 表
第 1（工事費）1（適用）第 6 欄、第 2（手続費）1（適用）第17欄、別表 2（接続形態）並びに本附則第
2 項、第 4 項及び第 5 項については、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。
2 （略）

第 2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額
第 34 条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 6 項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合
は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。
負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用
(1)～(2) （略）

附 則（令和 6 年 12 月 11 日東相制第 000200000443 号）
（実施時期）
1 この改正規定は、令和 6 年12月11日から実施し、この改正規定のうち、第 3 条（用語の定義）、第47条
（守秘義務）、第68条（手続費の支払義務）、第74条の 2（手続費の実績に基づく精算）、第75条（工事費
及び手続費の遡及適用）、第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）、料金表に定める接続料、第 2 表
第 1（工事費）1（適用）第 6 欄、第 2（手続費）1（適用）第17欄、別表 2（接続形態）並びに本附則第
2 項、第 4 項及び第 5 項については、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。ただし、第34条の 6（光信号引込
等設備の取扱い）、第68条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）、料金表第 1 表第 2（網改造
料）1（適用）第 9 欄、1－1（網改造料の対象となる機能）第73欄、第 4 表（光信号引込等設備に係る負
担額）及び第 3 項については、令和 7 年 2 月26日から実施します。
2 （略）
（光信号引込等設備の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）
3 この改正規定の実施より前に第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき維持等を開
始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の 2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義
務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
(1) 協定事業者は、第34条の 6（光信号引込等設備の取扱い）第 1 項の規定に基づき、光信号引込等設備の
維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又は
その光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設
備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は 1 日とします。）に係る以下の料金表に規定する
負担額を支払うことを要します。

区 分				単 位	料 金 額	備 考
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの		1光信号引込等設備ごとに月額	243 円	
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	248 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1光信号引込等設備ごとに月額	41 円	

- (2) 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する前項に規定する負担額の支払いを要しません。
- (3) 当社は、第1号に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が

属する暦日とみなします。

(4) 当社が光信号引込等設備を撤去する場合における光信号引込等設備の取り扱いについては第 34 条の 6 (光信号引込等設備の取扱い) 第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定にかかわらずなお従前のとおりとし、協定事業者が負担する額については、次の算出式により算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

ア 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝{ (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,887円) －光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額} × (1＋貸倒率)

(7) 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／(光信号引込等設備の耐用年数 (25 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

(1) 貸倒率については、第 1 表 (接続料金) 第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2－3 (年額料金の算定に係る比率) によります。

イ 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
(7) 光信号引込等設備を撤去する場合	9,210円
(1) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	292円

(5) 当社は、第 1 号又は第 4 号に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。